

○公拡法の届出（申出）に係る手続きの流れ

平成 25 年 4 月 1 日

1 制度内容

公有地の拡大の推進に関する法律は、地方公共団体等が公共の目的のために必要な土地を取得しやすくするための一手法として下記の制度を設けています。

●届出制度（法第 4 条）

一定規模の土地を有償で譲渡する場合、土地の売主は、その土地の所在、面積、譲渡予定金額、譲渡の相手方等を記載した届出書を譲渡しようとする日の 3 週間前までに町長に届け出なければなりません。

★届出が必要な土地取引

区分	面積
都市計画区域内	10,000 m ² 以上
都市計画施設などの区域内	200 m ² 以上

●申出制度（法第 5 条）

一定規模の土地の買取りを希望する場合、土地の所有者は、公的機関に対して土地の買取り希望の申出をすることができます。

★買取り希望の申出ができる土地

区分	面積
都市計画区域内及び都市計画施設などの区域内	200 m ² 以上

2 提出書類

- (1) 所定の届出書又は申出書
- (2) 位置図（住宅地図等で対象地を明示したもの）
- (3) 公 図（不動産登記法第 14 条第 1 項地図で対象地を明示したもの）
- (4) 必要に応じて提出する書類（委任状、登記事項証明書など）

3 提出部数

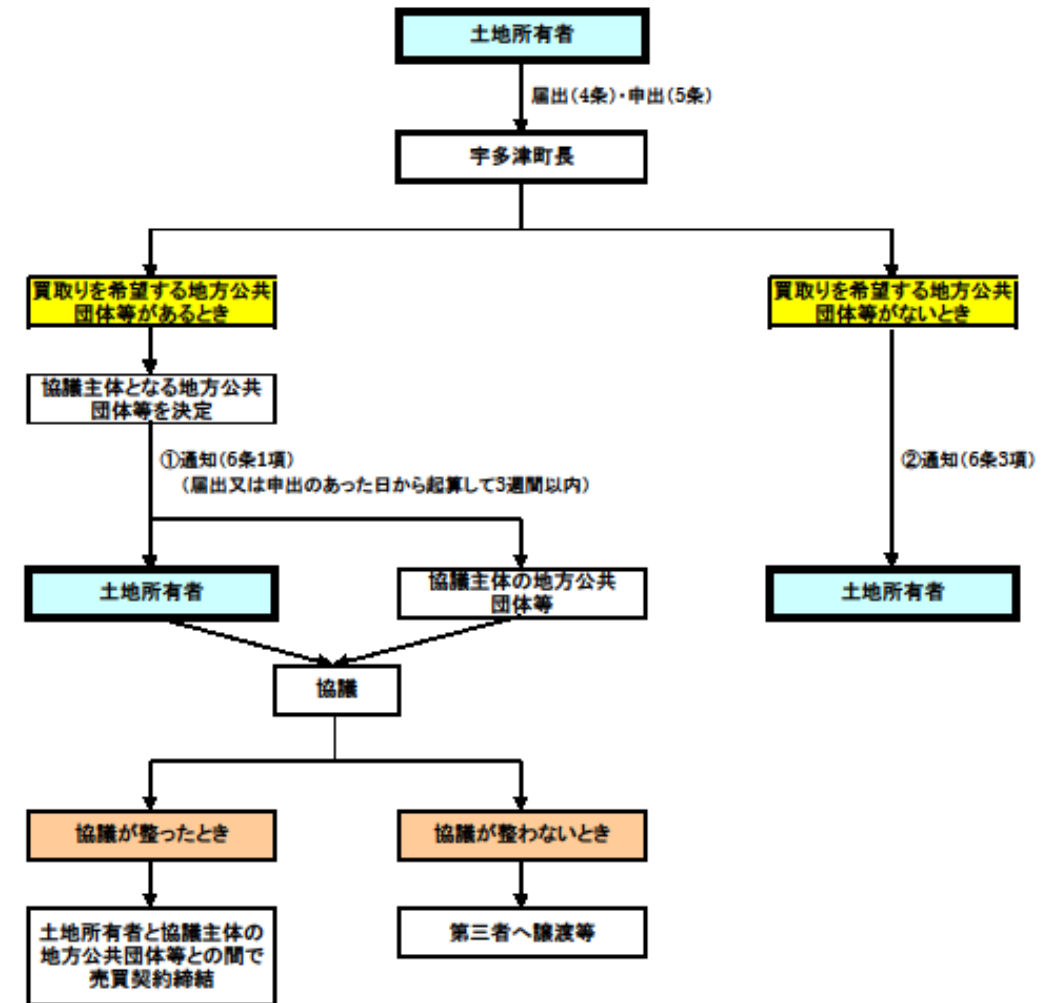
2 部（正本・写し）

4 その他

- ・届出（申出）を受理した日から起算して 3 週間以内を買取希望団体の有無を通知します。
- ・買取希望団体が不在の場合はその旨の通知の日まで、買取希望団体がある場合はその旨の通知があった日から 3 週間を経過する日までの間は、届出（申出）に係る土地を他人に譲渡できません。
- ・必要な届出をしない土地の取引や虚偽の届出などをした場合、50 万円以下の過料に処せられることがあります。

○公拡法第 2 章の届出等に係る事務の流れ

平成 25 年 4 月～



土地の譲渡の制限(8条)

- ・①の通知があった場合 当該通知の日から3週間を経過する日まで
- ・②の通知があった場合 当該通知の日まで
- ・①又は②の通知がなかった場合 当該届出又は申出の日から3週間を経過する日まで

<備考>

当該事務の権限は、香川県事務処理の特例に関する条例に基づき移譲（H25年度）されている。

問合せ・提出先

宇多津町役場 地域整備課 (0877) 49-8012 (直通)